

手引き作成の趣旨

岩手県として、既存の「公害防止協定の手引き」に加えて、新たに「再生可能エネルギー発電事業に係る地域裨益協定の手引き」の作成・公表を行うことで、県内市町村における地域脱炭素と地域経済循環の取組を後押しし、持続可能で豊かな地域社会の実現を図ろうとするもの。

協定の規定内容

※（１）～（４）は単なる例示であり、各市町村の判断を制約するものではない。

（１） エネルギーの地域内循環

地域裨益協定の締結により、再生可能エネルギーの地域内循環を図ることが望ましく、サプライチェーン全体での脱炭素化が志向される中、地域の産業集積にもつながることが期待。

（２） 売電収入等の地域還元

地域裨益協定に（１）を規定できない場合は、売電収入の一部の地元市町村への寄附等を規定することが考えられ、当該財源の用途は地元住民の理解を得られるものとなることが重要。

（３） 周辺環境の保全

地域裨益協定には、土砂の流出防止や残置森林の適正管理、さらには将来の解体処理を見据えた資産除去債務の計上、積立金の適正管理なども必要に応じて規定することが重要。

（４） その他

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を活用して、地域裨益協定締結企業への軽課などを市町村の条例で規定することが可能であり、該当する場合はその旨を協定に明記。

協定締結後の対応

協定に規定した内容の実効性を確保するため、定期的な履行状況の確認等を行う必要。

【参考】公害防止協定から地域裨益協定に至る経緯

昭和期：大気汚染や水質汚濁などを中心とする公害問題の顕在化

昭和27年3月 わが国初の「公害防止協定」（島根県×山陽パルプ江津工場・大和紡績益田工場）

昭和40年3月 岩手県初の「公害防止協定」（岩手県×三菱製紙株式会社）

昭和47年3月 岩手県「公害防止協定の手引き」の作成・公表

平成元年10月 環境庁「公害防止協定事例集」の作成・公表

令和期：再生可能エネルギーの導入が進む中で地域内循環などの課題が浮上

令和3年10月 久慈市「地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン」の作成・公表

令和5年3月 宮古市「再生可能エネルギー推進条例」の制定

令和6年3月 岩手県「再生可能エネルギー発電事業に係る地域裨益協定の手引き」の作成・公表（全国初の取組）

市町村が締結する地域裨益協定の規定内容の例として

- ✓ 再生可能エネルギーの地域内循環
- ✓ 売電収入の一部の地元市町村への寄附
- ✓ 将来の解体処理を見据えた積立金の適正管理
- ✓ 地域裨益協定締結企業向けの優遇税制（※）などを記載

※ 市（町・村）税条例の改正条文の雛形も市町村に送付